

別表一の二次葉二

「59」又は「68」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業年度等	:	:	法人名			
<b>法人税額の計算</b>								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	59	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	68	000
		その他の所得金額(1)-(59)	60	000		その他の所得金額(12)-(68)	69	000
		(59)の15%、17%又は19%相当額	61			(68)の15%、17%又は19%相当額	70	
		(60)の23.2%相当額	62			(69)の23.2%相当額	71	
	控除税額	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	63		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	72		
		外国税額(別表六の二「15」)	64		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	73		
		計(63)+(64)	65		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額			
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額	66						

**「59」及び「68」欄**

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」
- ② 「区分番号」欄：「00380」
- ③ 「適用額」欄：「59」又は「68」欄の合計金額

(注) 1 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「12」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

2 適用額は、「59」又は「68」欄それぞれ年800万円が上限となります。

3 適用額は、「59」又は「68」欄のとおり、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。

課税標準法人税額(34)	78	000	(78)の10.3%相当額	79	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の確定地方法人税額	80		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82	
この申告前の中間還付額	81		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82))又は((81)-(41))+((82)-(41)の外書))	83	00

別表一の二次葉二(三枚中三枚目) 令八・四・一以後終了事業年度等分